日本エアコミューター株主割引券取扱要領

　（趣旨）

第１条　この要領は、本町が株主として日本エアコミューター株式会社から提供を受ける日本エアコミューター株主割引券（以下「株主割引券」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

　（交付対象者）

第２条　株主割引券の交付対象者は、次の各号に該当する者とする。

　(1)　本町出身者で申請時において与論町外に住所を有する者。

　(2)　親族が与論町に在住しており、法事その他の与論町内における用務等により帰省する者。

　(3)　本町で開催されるまちづくり講演会や研修会等に招聘する講師等。

　(4)　その他町長が認める者。

　（交付における注意点）

第３条　株主割引券の交付に際し、町は交付申請を受けて株主割引券を交付するのみであり、その後航空会社への利用手続き等については申請者本人が行わなければならない。また、利用に際して発生するいかなる事案に対しても町はその責任を負わない。

　（交付制限）

第４条　交付する株主割引券は、本町に対して日本エアコミューター株式会社が発行する株主割引券の枚数の範囲内とし、既定枚数に達した場合には交付を終了する。また、原則として同一人の交付回数は１年間に２回（出発地から与論町までの往復を１回とする。）までとする。

　（交付申請）

第５条　交付申請する者は、日本エアコミューター株主割引券交付申請書（別記第１号様式）に、次に掲げる書類を添付し、町長へ申請しなければならない。

　(1)　申請者本人が確認できるものの写し（運転免許証等）

　(2)　その他町長が必要と認める書類

　（その他）

第６条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

　　　附　則

　この要領は、令和２年７月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、令和７年８月１２日から施行する。

別記

第１号様式（第５条関係）

年　　月　　日

与論町長　殿

申請者　住　所

氏　名

連絡先

日本エアコミューター株主割引券交付申請書

　日本エアコミューター株主割引券の交付を受けたいので、日本エアコミューター株主割引券取扱要領第５条の規定に基づき申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者氏名 |  |
| 申請者との続柄等 |  |
| 利用者住所及び連絡先 |  |
| 利用目的 |  |
| 利用予定日及び区間 |  |
| 添付書類 | * 申請者本人が確認できるものの写し（運転免許証等） * その他町長が必要と認める書類 |